

# 市道民税の申告

## 所得税および復興特別所得税の確定申告

は期間内に

2月17日(月)～3月16日(月)まで

公平・公正な税の負担のため、申告が必要な方は、必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。毎年、期限間近は会場がとても混み合います。来場の際は、忘れ物などがないよう記載事項をよくご確認ください、余裕を持ってお越しください。

確定申告書の用紙は、申告会場に用意してあります。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能です。詳しくは国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp/>」をご覧ください。



問◆市道民税に関すること 市民税係Tel 54-2121

◆所得税および復興特別所得税に関すること 滝川税務署Tel 22-2191 または市民税係

### 所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- 営業（報酬）、不動産（アパート収入のほか、土地の賃貸料や貸家などの家賃収入も含む）などの各種所得があった方
- 給与収入が 2,000 万円を超える方
- 給与所得以外の所得（退職所得を除く）が 20 万円を超える方（給与所得以外の所得が 20 万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります）
- 給与を 2 か所以上から受けている方
- 年末調整を受けていない方（令和元年中に中途退職した方など）
- 年金収入が 400 万円を超える方
- 年金以外の所得が 20 万円を超える方（年金に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります）

これらの方々以外でも、確定申告の必要な場合もあります。また、令和元年中に営業を始めた方、土地や建物を売却した方、青色申告の方などは滝川税務署での申告になります。

### 市道民税の申告が必要な方

- 年末調整を受けた給与・年金以外の所得がある方
- 令和元年中に収入・所得がなかった方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方

所得税および復興特別所得税の確定申告をされた方は、市道民税の申告を兼ねますので、改めて市道民税の申告は不要です。

### 申告期間・受付時間・申告会場

#### 【申告期間】

2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。

※還付申告は1月20日(月)から可能です。

#### 【受付時間】

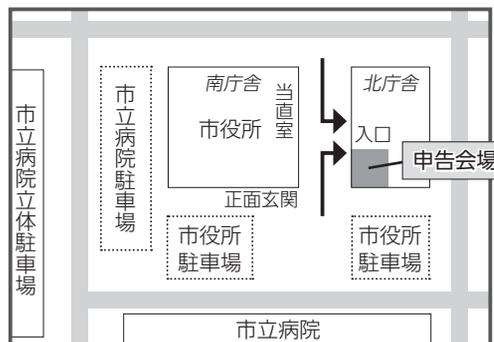
9:00～17:00

#### 【申告会場】

- 市道民税 → 市役所北庁舎 1 階会議室（右図）
- 所得税および復興特別所得税  
→ 滝川税務署（郵送提出も可能）または市役所北庁舎 1 階会議室

#### <税の日曜申告>

3月1日(日)のみ、日曜日でも相談・申告の受け付けを行います。  
(市役所のみ)



◆当直室向かい側の玄関をご利用ください

## 申告に必要なもの

### ●マイナンバーカード（個人番号カード）または本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）

代理人の方が申告する場合や配偶者控除を受ける場合などは、必要な書類を忘れずにお持ちください。

#### 本人が申告する場合

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、カードのみで①本人確認書類として提示可能
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、①本人確認書類（②番号確認書類＋③身元確認書類）

#### 代理人の方が申告をする場合

- ・親族の方が代理申告をする場合は、本人と代理人のマイナンバーカードまたは本人の②番号確認書類と代理人の③身元確認書類
- ・成年被後見人の方が申告する場合は、次の書類3点
  - ①代理権の確認書類 登記事項証明書
  - ②代理人の身元確認書類 マイナンバーカードまたは③身元確認書類のうち1点
  - ③本人の番号確認書類 マイナンバーカードまたは②番号確認書類のうち1点

#### 配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合

- ・配偶者や扶養親族のマイナンバーカードまたは②番号確認書類など

### ①本人確認書類

（番号確認書類＋身元確認書類）

#### ②番号確認書類

マイナンバーを確認できるもの1点  
・マイナンバーの「通知カード」  
・住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）  
など



### ③身元確認書類

顔写真付き身分証明書のうち1点

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・在留カード ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など

顔写真付き身分証明書の提示が困難な場合は、顔写真なし身分証明書のうち2点

- ・健康保険証 ・国民年金手帳
- ・母子健康手帳 ・源泉徴収票 など

※いずれも原本をお持ちください。

●印鑑 スタンプ式は不可。口座振替による納付を希望される方は、金融機関届出印が必要。

●確定申告書・お知らせがき 税務署から送られてきている方。

●申告する方の金融機関の振込先がわかるもの 還付金の受け取りや口座振替による納付のため。

#### その他必要なもの

源泉徴収票や領収書、証明書などは原本が必要です。コピーでの提出は受け付けられませんのでご注意ください。紛失などでお手元に必要書類がなければ、再発行を受けたうえで申告してください。

#### 給与所得者・公的年金等受給者

- 受け取ったすべての源泉徴収票

#### 営業などの事業・不動産所得者

- 収支内訳書（事前に記入してください）

#### 障害者控除を受ける方

- 障害者手帳など

#### 社会保険料（※1）、生命保険料、地震保険料、寄付金（※2）などの控除を受ける方

- 領収書、証明書

※1 国民健康保険、任意継続保険、国民年金など ※2 控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合

#### 住宅借入金等特別控除を受ける方（新築住宅を建てた方）

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- 家屋の工事請負契約書または売買契約書の写し
- 土地の売買契約書の写し（住宅と一緒に敷地を取得した場合など）
- 家屋の登記事項証明書（法務局発行の全部事項証明書）
- 土地の登記事項証明書（住宅と一緒に敷地を取得した場合などで、敷地購入に係る借入金などがある場合のみ。法務局発行の全部事項証明書）
- 補助金などの額を証明する書類（補助金などの交付を受けた場合）

※中古住宅、増改築、認定長期優良住宅などの提出書類については、滝川税務署へお問い合わせください。

### 医療費控除を受ける方

医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できませんので、確定申告の際にどちらか選択してください。

#### 医療費控除

##### 【必要書類】

##### ●医療費控除の明細書

個人ごと、病院別に合計額、医療費を補填する金額をそれぞれ記入してください。様式は申告会場または市ホームページ「申請書ダウンロード」から入手できますが、ノートやメモ用紙へ記載したもので可能です。

##### ●医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせ）

- ・医療費の領収書は提出不要ですが、5年間保存する義務があり、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。
- ・経過措置として、令和元年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付による医療費控除の適用が可能です。
- ・医療費通知（医療費のお知らせ）に記載のない分は医療費控除の明細書への記入が必要です。医療費通知の発送時期については、各保険者に確認してください。

##### 【医療費控除の対象にならないもの（一例）】

- ◆診断書作成料（文書料） ◆病衣（パジャマ）・冷蔵庫・テレビ代など直接医療に関係のない費用
- ◆インフルエンザなどの予防接種代 ◆薬事法で定める医薬品以外の栄養剤や健康増進のサプリメント代 など

#### セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

##### 【適用要件】

- ①平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間の各年中に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る特定一般用医薬品などを購入していること
- ②納税者本人がその年中に次のいずれかの取り組みを行っていること（任意に受診したものは含まない）
  - ・特定健康診査（メタボリックシンドロームに着目した血圧測定、血液検査などの検診）
  - ・予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種）
  - ・定期健康診断（一般的な事業主実施の健康診断）
  - ・健康診査（いわゆる人間ドックなどで、医療保険者が行うものや市町村が、健康増進事業として行うもの）
  - ・がん検診（市町村が健康増進事業として実施するもの）

##### 【必要書類】

##### ●セルフメディケーション税制の明細書（医薬品購入費の領収書の提出または提示は必要ありません）

##### ●対象者がその年中に一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（①～③を満たすもの）

- ①対象者の氏名の記載があるもの ②対象者がその取り組みを行った年の記載があるもの
- ③その取り組みに係る事業を行った「保険者・事業者」もしくは「市の名称」、またはその取り組みに係る診察を行った「医療機関の名称」もしくは「医師の氏名」の記載があるもの

### 配偶者控除・配偶者特別控除を受ける方

平成30年分の確定申告から、配偶者控除および配偶者特別控除は下記のとおり改正されました。

#### 【配偶者控除】

納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

#### 【配偶者特別控除】

対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。また、それぞれ納税義務者の合計所得金額に応じて、下記表のとおり控除額が改正されました。

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額					
			900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下	
			所得税	市道民税	所得税	市道民税	所得税	市道民税
配偶者控除	38万円以下	控除対象配偶者	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
		老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超85万円以下		38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	85万円超90万円以下		36万円		24万円		12万円	
	90万円超95万円以下		31万円		21万円		11万円	
	95万円超100万円以下		26万円		18万円		9万円	
	100万円超105万円以下		21万円		14万円		7万円	
	105万円超110万円以下		16万円		11万円		6万円	
	110万円超115万円以下		11万円		8万円		4万円	
115万円超120万円以下		6万円		4万円		2万円		
120万円超123万円以下		3万円		2万円		1万円		